

## スポーツ推進課事前調査報告書

対象施設：芦屋公園有料公園施設（以下、「芦屋公園」という。）

### (1) 対象施設の概要

所在地：芦屋市松浜町4番4号

指定管理者：一般社団法人芦屋国際ローンテニスクラブ・株式会社双葉化学商会連合事業体（以下、「連合事業体」という。）

所管課：スポーツ推進課

実施日：令和6年7月26日（金）

### (2) 調査結果

#### (1) 指定管理業務の財務に関する調査の結果報告

① 連合事業体の合計残高試算表と令和5年度の収支状況に記載された各勘定科目金額が一致していることを確認した。

② 芦屋公園の令和5年度の収支状況に記載された各勘定科目金額が、連合事業体の令和5年度の合計残高試算表においてどのように算出されているかを質問した結果、連合事業体の代表団体である芦屋国際ローンテニスクラブ（以下、「ローンテニスクラブ」という。）が自団体と連合事業体の会計単位を区分しており、収入や支出が発生した都度、どちらの収支に該当するかを判断しているとのことであった。

なお、どちらの収支か特定できない人件費及びコピー代は芦屋市と合意した以下の按分方法により配賦している。

・人件費：従事割合により連合事業体とローンテニスクラブの比率を設定し按分

①指定管理業務担当者100：0

②その他事務局90：10

③総括責任者、経理担当者50：50

・コピー代：請求金額を50：50で按分

③ 芦屋公園の令和5年度の収支状況に記載された「人件費」「清掃委託費」「コート維持費」「夜間管理費」「水道光熱費」「保険料」「テニススクール」「ACユナイテッド」「グラウンドベテラン」「その他自主事業」の各勘定科目が、連合事業体の総勘定元帳の金額と一致していることを確認した。

- ④ 連合事業体の令和5年度の総勘定元帳から抽出し、ローンテニスクラブから提示を受けた関連証憑との突合を行い、日付、金額、及び内容が一致していることを確認した。

勘定科目	伝票No.	日付	摘要	金額	確認証憑
消耗品費	482	9月3日	扇風機3台 アイリスプラザ	13,960	注文情報 代引金額領収書
消耗品費	597	10月8日	リコージャパン コピー代	26,151	請求書 受取書(※1)
備品費	555	9月27日	テニスネット SG010.75本緑4張	207,680	請求書 通帳(※2)
修繕費	734	11月22日	アライ電化談話室 LED工事	92,400	請求書 通帳
保険料	87	5月1日	施設入場者傷害保険	932,167	保険証券 通帳
備品費	1089	3月26日	ホワイトボード	52,800	通帳(※2)
GV収入	212	6月12日	アリマイチロウ	17,000	通帳
AC ユナイ テッド	39	4月13日	AC ユナイテッド	46,500	通帳
CV収入	390	8月3日	オゴウカズコ	34,000	通帳

※1 一旦現金で52,320円支払い、半額をローンテニスクラブから現金入金

※2 以下⑥で現物確認

- ⑤ 以下の固定資産について、現物を確認し、それぞれ物品シールが貼付されていることを確認した。

物品番号	取得日	品名	金額(円)	備考
0000283154	2022/8/20	ネット	47,500	
0000285339	2022/9/30	その他の医療用器具(AED)	238,359	
0000287203	2023/5/30	スweep	106,260	
0000287204	2023/5/30	スweep	106,260	
0000287208	2023/6/5	ロッカー	18,400	
0000287236	2024/9/4	ベンチ	79,200	
0000287473	2023/9/4	ネット	51,920	
0000287474	2023/9/4	ネット	51,920	
0000287475	2023/9/4	ネット	51,920	
0000287476	2023/9/4	ネット	51,920	
0000289636	2024/3/8	物置	31,790	※1
0000289637	2024/3/26	ホワイトボード	52,800	※1

※1 芦屋市へ資産登録中であり、物品番号は取得されているものの物品シールが届いていない。

- ⑥ 現金実査の状況を確認し、調査日の前日の金種表と現金出納帳の金額が一致していることを確認した。また、現金等の管理方法について担当者へ質問した結果、窓口担当者が毎日16：30時点で現金実査し、総括責任者がチェックしていることを確認した。
- ⑦ 連合事業体の合計残高試算表の預金残高と通帳の残高（2行の残高合計）が一致していることを確認した。
- ⑧ 業務仕様書上の「6 指定管理者が行う管理運営業務（4）組織体制及び人員配置等イ 専任の総括責任者を1名配置すること。また、運営時間中においては1名以上の責任者を常駐すること。」について、担当者に質問した結果、統括責任者と常勤の担当者が選任されていることを確認した。また、2023年8月度の給与台帳を閲覧し、両者に給与が支給されていることを確認した。

(2) 指定管理者の決算推移

連合事業体の代表団体であり、施設運営業務を担当するローンテニスクラブの3期推移（令和3年度～令和5年度）は以下のとおりである。

【貸借対照表】

（単位：千円）

No.	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	流動資産	3,346	9,274	11,497
2	うち現金預金	2,069	8,003	4,370
3	固定資産	-	-	-
4	資産合計	3,346	9,274	11,497
5	流動負債	1,924	2,187	2,312
6	固定負債	-	-	-
7	純資産	1,421	7,086	9,185
8	負債及び純資産合計	3,346	9,274	11,497
	流動比率(①÷③)	174%	424%	497%
	純資産比率(④÷②)	42%	76%	80%

[補足]

- ✓ 指定管理業務で使用する固定資産は芦屋市のものであるため、固定資産は計上されない。
- ✓ 借入金はいずれの年度でも0である。
- ✓ 令和5年度末の流動資産には、仮払金6,000,014円が計上されている。

うち、6,000,000円については、ローンテニスクラブより以下の説明を受けた。

- ・連合事業体の収支は、ローンテニスクラブの一事業部門として管理している。
- ・連合事業体は、連合事業体の支出すべてを賄っておらず（例えば消費税の支払いなどはまとめてローンテニスクラブが支払う）、預金額が膨らむ傾向にある。
- ・従って、必要に応じて、連合事業体の口座からローンテニスクラブの口座に現金を移動している。
- ・令和5年度の年度決算では、PLは連合事業体とローンテニスクラブで別々に作成しているが、税金の支払いとBSはローンテニスクラブがまとめて算出している。
- ・6,000,000円については、平成29年度から令和5年度までの7年間に指定管理部門で支払うべき法人税等及び消費税等の負担額をローンテニスクラブ側で支払っていたため、指定管理側に預金が多まってしまっていたので、令和5年度末に仮払金に計上し、預金振替を行った。
- ・仮払金は、令和6年度期首に繰越利益（当期末処理分利益）を調整することで清算した。

## 【収支決算書】

(単位：千円)

No.	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	収入	50,721	54,336	51,157
2	支出	49,492	48,671	49,059
3	うち、人件費	9,780	10,668	11,784
4	うち、修繕積立金	21,200	14,000	14,000
5	収支差額	1,229	5,665	2,098
	収支差率 (5÷1)	2.4%	10.4%	4.1%
	人件費率 (3÷2)	19.8%	21.9%	24.0%

## [補足]

- ✓ 令和4年度より指定管理期間が更新され、修繕積立金の金額が変更されている。

## (3) 調査の過程で気づいた事項

指定管理者の決算推移 [補足] に記載のとおり、令和5年度末に7年間に渡る指定管理業務の損益に係る税金負担額見合いの金額を内部取引により調整している。

税金は、法人全体で計算を行い納付するものであるため、連合事業体に係る税金は正確には算定できないものの、各年度の概算負担額の算定は可能と思われる。

また、税額負担を含めない収支計算書（損益計算書）に基づき連合事業体の経営状況を判断すると、実力以上に収益差（利益）が計上されていると評価される可能性がある。

そのため、各年度で合理的に算定した連合事業体の税負担額を収支計算書（損益計算書）に計上することを検討する必要があるのではないかと。

以上